

参 考 資 料

動物衛生に関する情勢

- 国際的な動物の伝染性疾病の広がりや国境を越えた物流・交通の活発化に伴い、これまで国内で発生が確認されていなかった疾病が発生。
- これを受け、家畜伝染病予防法を改正する等、動物衛生体制を充実。

年	できごと	
	国内	海外
1992(H4)	WOAH東京事務所の開設。	英国での牛海綿状脳症（BSE）発生数がピーク。 英国で高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）H5N1発生。
1996(H8)	豚熱撲滅体制確立対策事業開始。	英国でBSEが人に感染源となることを示唆。
1997(H9)	家伝法改正（伝達性海綿状脳症の法定伝染病化、検疫手続の電子化等）。	ドイツで豚熱（CSF）発生。
2000(H12)	口蹄疫（FMD）が宮崎県等で発生、家伝法改正（わら等の動物検疫開始）。	台湾で牛でのFMD再発。
2001(H13)	BSEが発生、家伝法改正（特定防疫指針、飼養衛生管理基準の新設等）。	イギリス、フランス、オランダ、アイルランドでFMD発生。 スペイン、ドイツで豚熱発生。 EUにおけるBSE対策強化。
2003(H15)	牛個体識別制度の開始。消費・安全局が設置。茨城でコイヘルペスが発生。	米国でBSE発生（後に非定型と確認）。
2004(H16)	国内で79年ぶりにHPAIが発生。 家伝法改正（手当金減額措置の導入、売上減少額への助成措置等）。	ヒトでのHPAI(H5N1)感染が多数報告。
2005(H17)	動物検疫探知犬を導入（成田国際空港に2頭）。	
2007(H19)	CSFの撲滅宣言、動物検疫所による水産動物検査の開始。	ジョージアでのアフリカ豚熱（ASF）発生確認（以降ユーラシア全域に拡大）。
2010(H22)	FMDが宮崎県で発生、HPAIが全国各地で発生。	
2011(H23)	家伝法改正（家畜防疫官による旅客への質問、飼養衛生管理基準の強化等）。 FMDについてWOAHによるワクチン非接種清浄国への復帰の認定。	牛疫の根絶宣言。
2013(H25)	BSEについて無視できるリスク国のステータス認定。	中国でヒトでの低病原性鳥インフルエンザ（H7N9）感染確認。
2015(H27)	CSFについてWOAH清浄国のステータス認定。 農研機構動物衛生研究部門が「牛疫ウイルス所持及びワクチンの製造・保管施設」認定。	
2016(H28)	農研機構動物衛生研究部門が牛疫のWOAHレファレンスラボラトリーに認定。	
2017(H29)	乳製品の動物検疫開始。	
2018(H30)	国内で26年ぶりとなるCSFが発生。	中国でアジア初となるASFが発生。
2019(H31/R1)	家畜保健衛生所における精度管理を開始。 畜産物の違法持ち込みへの対応の厳格化開始。 飼養豚への豚熱ワクチンの予防的接種開始。	韓国でASFが発生。
2020(R2)	家伝法改正（予防的殺処分の対象疾病にASF追加、家畜防疫官の権限等の強化等）。 豚熱についてWOAH清浄国のステータス消失。	HPAIが日本含む東西ユーラシアで大発生。
2021(R3)		ASFが中米（ドミニカ共和国、ハイチ）に拡大。 HPAIが日本含む東西ユーラシアで2期連続で大発生。
2022(R4)	HPAIの発生で過去最大の殺処分羽数。	HPAIが米国・欧州でHPAIが夏季も続発。オーストラリア大陸を除く大陸で発生。
2023(R5)	豚熱について、2018年の再発後九州で初めてとなる佐賀県で発生。	南米でHPAIの発生地域が拡大。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和2年）の概要

令和2年4月3日公布、施行期日：公布の日から3月以内（ただし、2については公布の日、3③については1年以内、4①については令和3年4月1日）。
→令和2年7月1日 →令和2年4月3日 →令和3年4月1日

背景・趣旨

- 平成30年9月に我が国で26年ぶりに発生が確認されたCSF（豚熱）については、同病に感染した野生イノシシによって広域に病原体が拡散し、現在に至ってもなお終息に至っていない。
- このため、野生動物の感染に対する対策を強化するとともに、農場における飼養衛生管理を徹底し、家畜の伝染性疾患の発生を予防及びまん延の防止を図る必要。
- 加えて、一昨年以降、アジア地域においてASF（アフリカ豚熱）の発生が急速に拡大し、我が国への侵入脅威が一段と高まっているため、畜産物の輸出入検疫を強化し、同病を含む悪性伝染性疾患（※）の侵入防止を徹底する必要がある。

※ 特に病原性が高く、伝播力の強い伝染性疾患である、牛疫、牛肺疫、口蹄疫、CSF、ASF、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザをいう。

改正の概要

議員立法で措置（ASF関連に限る）

1 家畜の伝染性疾患の名称変更（豚熱、アフリカ豚熱、その他）

【改正後第2条第1項の表等】

2 家畜の所有者・国・都道府県・市町村・関連事業者の責務の明確化

【改正後第2条の2から第2条の4まで】

3 飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置等の拡充

- ① 衛生管理区域に入る者にのみ又は汚染された畜舎・倉庫等から出る者にのみ課せられている消毒義務を、当該施設どちらも出入りする者に課すよう措置。
【改正後第8条の2、第28条等】
- ② 家畜の所有者は、衛生管理区域ごとに、飼養衛生管理に係る責任者を選任する制度を創設。
【改正後第12条の3の2】
- ③ 飼養衛生管理の指導等に係る指針（国が策定）・計画（都道府県が策定）の制度を創設。
【改正後第12条の3の3及び第12条の3の4】
- ④ まん延防止措置として、都道府県知事は、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理基準の遵守について、指導・助言を経ないで緊急に勧告・命令できるよう措置（併せて、国の都道府県知事に対する指示の対象事務に追加）。
【改正後第34条の2（改正後第47条）】
- ⑤ 都道府県知事は、飼養衛生管理基準の遵守に係る命令違反者を公表できるよう措置するとともに、国は、都道府県における飼養衛生管理の状況等について、積極的に公表できるよう措置。
【改正後第12条の7】
- ⑥ 飼養衛生管理に関する罰則を強化。
【改正後第63条、第66条、第69条、第70条等】

4 野生動物における悪性伝染性疾患のまん延防止措置の法への位置付け

（併せて、国の都道府県知事に対する指示の対象事務に追加）

① 野生動物における悪性伝染性疾患の浸潤状況調査、経口ワクチン散布等を法に位置付け。

【改正後第31条第2項等】

② 野生動物で悪性伝染性疾患の感染が発見された場合にも、発見された場所等の消毒や当該場所とその他の場所との通行制限、周辺農場等に対する家畜の移動制限、飼料業者・運送業者等関連事業者の倉庫・車両の消毒などの病原体拡散防止措置が実施できるよう措置。

【改正後第25条の2、第26条、第28条の2等】

5 予防的殺処分の対象疾患の拡大【改正後第17条の2】

- ① 予防的殺処分の対象疾患にASFを追加。
- ② 野生動物で口蹄疫又はASFの感染が発見された場合にも、予防的殺処分が実施できるよう措置。

6 家畜防疫官の権限等の強化

- ① 出入国者の携帯品中の畜産物（肉・肉製品）の有無を、家畜防疫官が質問・検査できるよう措置。
【改正後第40条第5項及び第45条第5項】
- ② 輸出入検疫の結果、発見された違反畜産物について、家畜防疫官が廃棄できるよう措置。
【改正後第46条第4項】
- ③ 動物検疫所長は、輸出入検疫に係る事務を円滑に行うため、船舶・航空会社や海・空港の管理者等に対して必要な協力を求めることができるよう措置。
【改正後第46条の4第1項】
- ④ 輸出入検疫に関する罰則を強化。
【改正後第63条、第69条等】

飼養衛生管理基準の推進体制～都道府県の指導の高位平準化と飼養衛生管理者の選任～

2020年（令和2年）の家畜伝染病予防法の改正によって新たに措置された仕組み

- 県による指導のバラツキ解消・高位平準化を図るため、国が飼養衛生管理指導等指針（以下、指導等指針）を作成、県が指導等指針に即して飼養衛生管理指導等計画（以下、指導等計画）を作成し、計画的な指導を行う制度を措置（令和3年4月1日施行）
- 衛生管理に係る責任の所在を明確にし、飼養衛生管理基準の遵守を徹底するため、家畜の所有者が、衛生管理区域ごとに飼養衛生管理者を選任することを義務付け（令和2年7月1日施行）

農林水産省

指導等指針の作成

- ①基本的な方向
- ②重点事項
- ③指導実施体制に関する事項
- ④協議会の活用に関する事項

家畜衛生情報の発信

- ①わかりやすいリーフレットやガイドブック等の作成
- ②HPを使った周知
- ③家畜衛生情報の調査・研究



都道府県

指導等計画の作成

- ①指導等計画に基づく指導
- ②市町村との役割分担、地域協議会の設置・運営
- ③飼養衛生管理者に対する研修

家畜衛生情報の提供

FAX・メール・リストの活用

飼養衛生管理状況の分析・指導

- ①電話、写真等での確認、立入検査
- ②法に基づく指導・助言、勧告、命令

情報提供・助言

〔 施策情報、科学的知見
他の地域での取組事例 〕

意見・要望

〔 地域の課題やその対策
を取りまとめ 〕

家畜の所有者

飼養衛生管理者（選任）

- ①必要な衛生対策の見える化
・飼養衛生管理マニュアル、看板
- ②飼養衛生管理者によるチェック
・自己点検→衛生管理の徹底
- ③指導を踏まえた改善

自己点検結果
の報告等

研修等の実施

協議会

〇〇地区家畜衛生協議会

地方公共団体 ↔ 生産者団体

- ・情報共有
- ・共同での取組
- ・意見集約

関係事業者

※都道府県・市町村の地域単位等で開催

飼養衛生管理基準の改正～大規模農場における取組の追加と埋却等に備えた措置～

2021年（令和3年）の家畜伝染病予防法施行規則の改正によって新たに措置された仕組み

- 大規模農場については、その家畜の管理に多数従事者が関わる中、必要な衛生水準を確保するために、追加的な取組が必要であることから、令和3年の家畜伝染病予防法施行規則の改正により上乗せで規定。
- あわせて、豚・鶏について、これまでの「埋却地の準備」に代え、「埋却等に備えた措置」として、埋却地又は焼却施設を確保する等の取組を実施することを規定。
- 施行期日については、畜種や飼養頭数に応じた猶予期間を設定。

大規模農場の畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置

【牛・豚・鶏：施行済】

- ・ 畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を選任することを義務付け
- ・ 同一の者が複数の畜舎を担当する場合には、1人が担当する飼養頭羽数に上限を設定（鶏は10万羽、豚は3千頭（ただし、肥育豚は1万頭））

飼養衛生管理者



1人が担当する飼養頭羽数は個体監視が可能な数とする

埋却等に備えた措置

【家畜所有者】

- ・ 埋却等に備えた措置として、家畜所有者に埋却地又は焼却施設を確保することを規定
- ・ これらが困難な場合は、代替措置として埋却・焼却・化製に係る都道府県が求める取組（※）を実施

【都道府県】

- ・ 家畜所有者による埋却地の確保が困難な場合は、代替措置（焼却施設との事前協定締結、移動式レンダリング装置の活用準備等）について、家畜所有者と共同して対応（※）
- ・ 埋却地の確保及び周辺住民の理解醸成に向けた取組を指導

【鶏：施行済】
【豚1万頭以上：施行済】 【豚1万頭未満：R6.4.1～】



移動式レンダリング装置

大規模農場の事前の発生対応計画の策定

【鶏20万羽以上：施行済】
【豚1万頭以上：施行済】

- ・ 家畜の頭数が多く、殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める家畜所有者は、発生に備えた対応計画を策定することを義務付け

【発生に備えた対応計画における記載事項】

- ・ 農場概要 ・ 農場内の動線図
- ・ 農場内で防疫作業に必要な人員
- ・ 農場内で使用する資材・機材
- ・ 防疫作業手順（埋却・焼却及び消毒の具体的な方法等）

対応計画の策定を要する大規模農場の基準

鶏・・・20万羽以上
豚・・・1万頭以上

動物検疫の取組

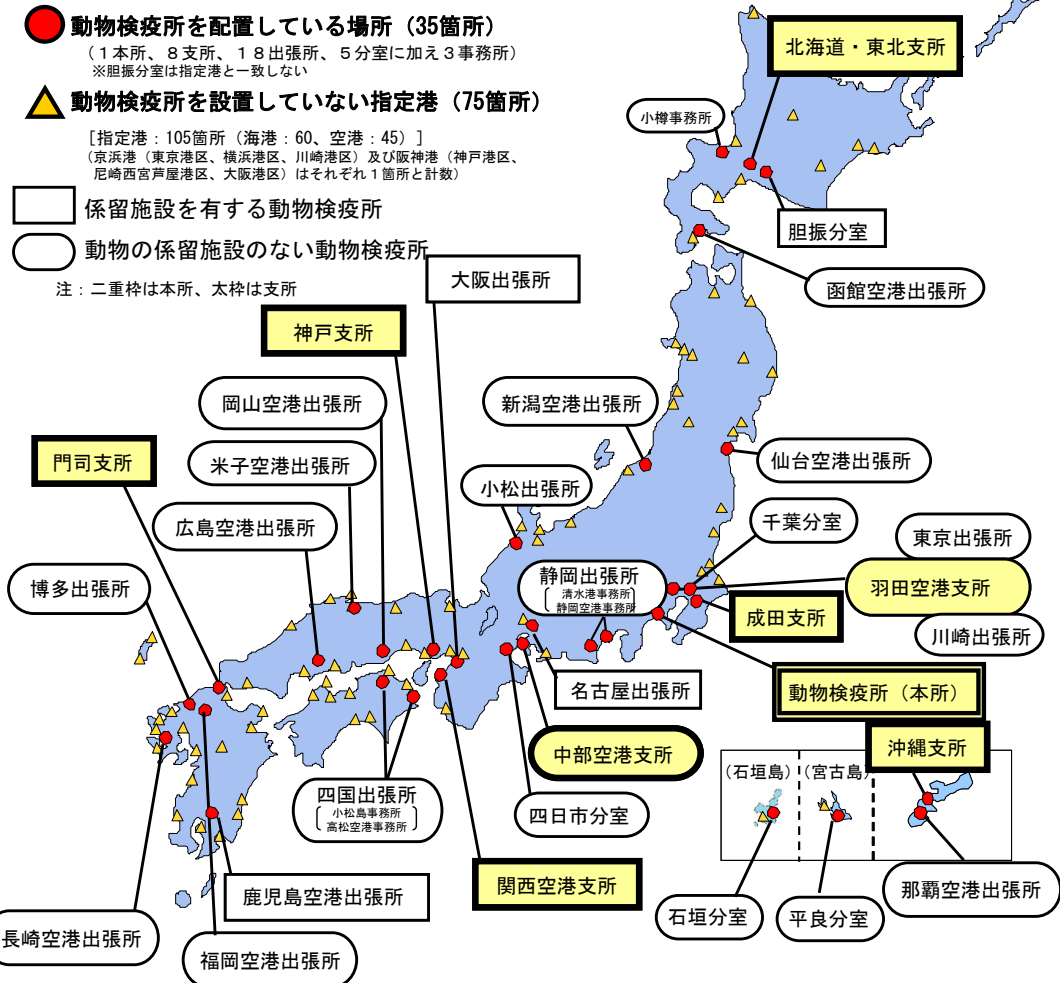
(1) 目的

- ① 家畜伝染病予防法に基づく家畜の伝染性疾病の侵入防止
- ② 狂犬病予防法や感染症法に基づく狂犬病等の人獣共通感染症の侵入防止
- ③ 水産資源保護法に基づく水産動物の伝染性疾病の侵入防止

(2) 体制

- ① 動物衛生課において海外情報を収集し、輸入禁止措置、輸入時の衛生条件等の設定、対日輸出施設の査察等を企画・実施。
- ② 動物検疫所（横浜本所のほか、全国に8支所・18出張所を設置）において、家畜伝染病予防法等に基づき指定された港及び空港において輸出入動物及び畜産物等の検査及び検査に基づく措置を実施。

【動物検疫所の配置と指定港】（2023年1月現在）



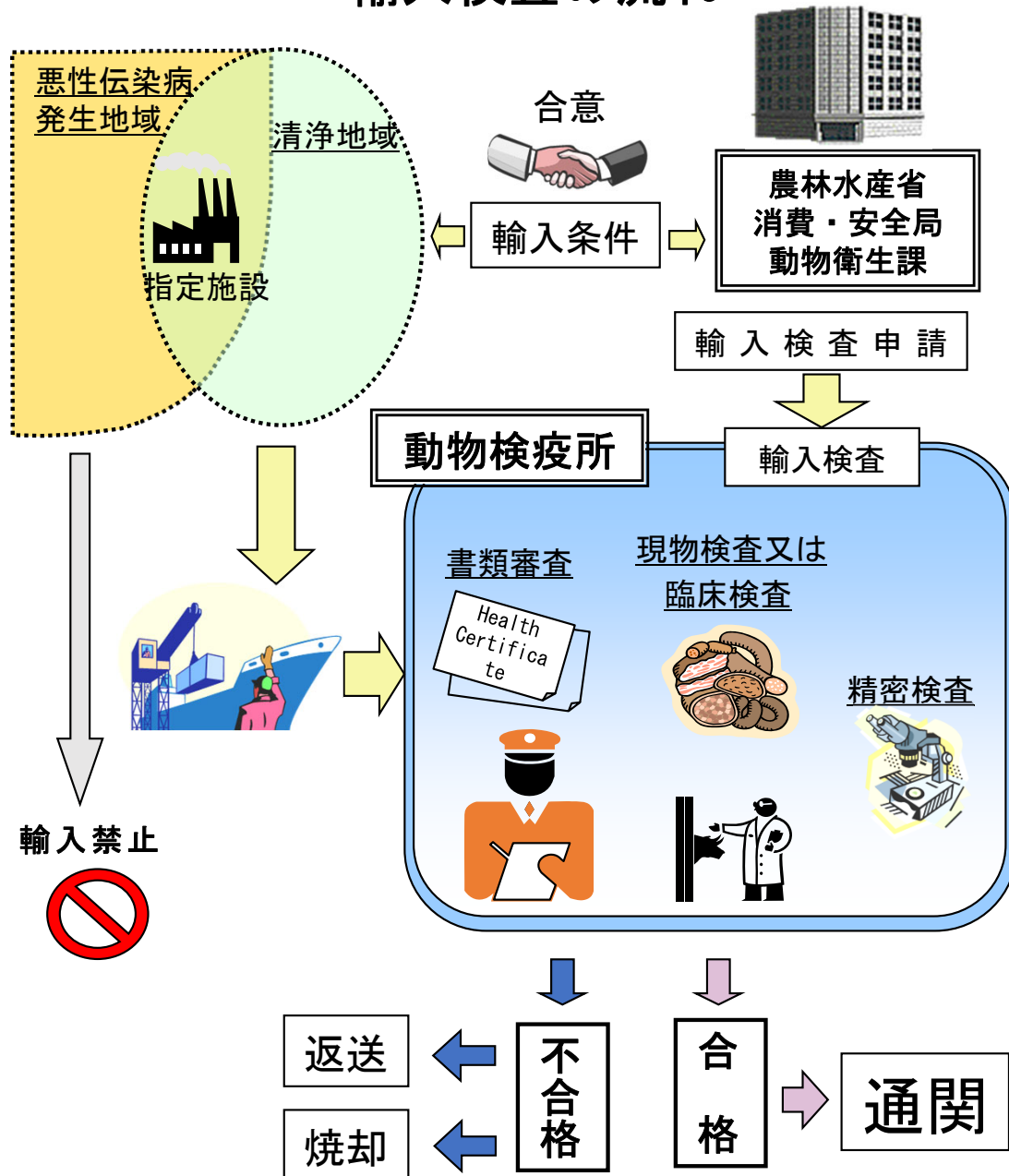
【家畜防疫官数、機関数の推移】

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
家畜防疫官数（人）	376	394	402	416	435	460	481	491	508	526
機関数(か所)	24	25	25	25	25	25	27	27	27	27

注：定員は年度末定員。

動物検疫の仕組み

輸入検査の流れ



○ 検疫の対象となる動物の係留期間

	輸入	輸出
牛・豚などの偶蹄類の動物	15日	7日
馬	10日	5日
鶏、うずら、きじ、ダチョウ、 ほろほろ鳥、七面鳥及びかも 類	10日	2日
初生ひな	14日	2日
犬等	12時間以内～ 180日	12時間以内
サル	30日	*
兔など上記以外の動物	1日	1日

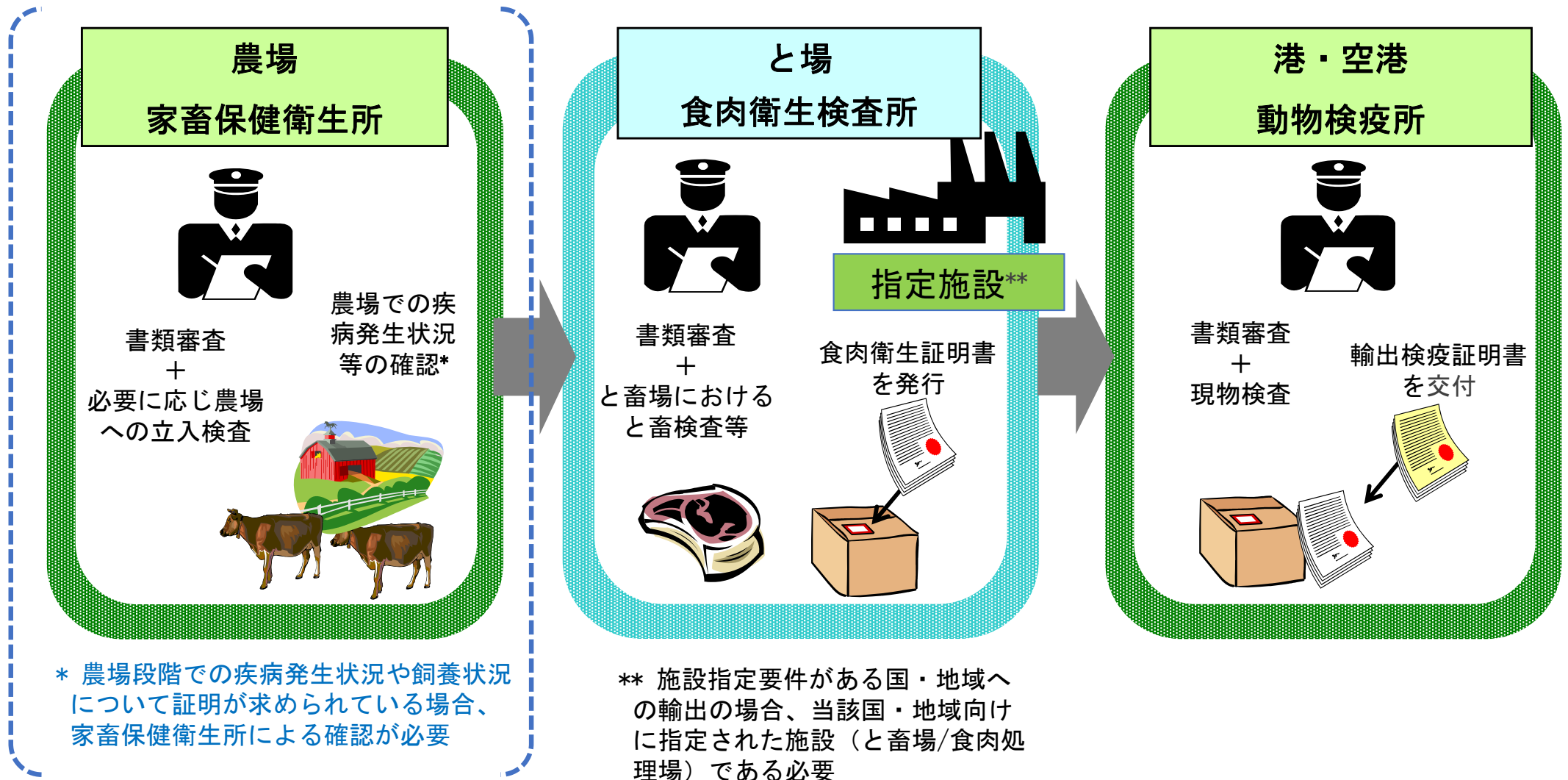
* 法的規制なし

○ 検疫の対象となる畜産物（上記動物由来）等

- (1) 卵
- (2) 骨、肉、脂肪、血液、皮、毛、羽、角、蹄、腱及び臓器
- (3) 骨粉、肉粉、肉骨粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄角粉及び臓器粉
- (4) 生乳、乳等、精液、受精卵、未受精卵、糞及び尿
- (5) ハム、ソーセージ及びベーコン
- (6) 穀物のわら及び飼料用の乾草

輸出検査の流れ

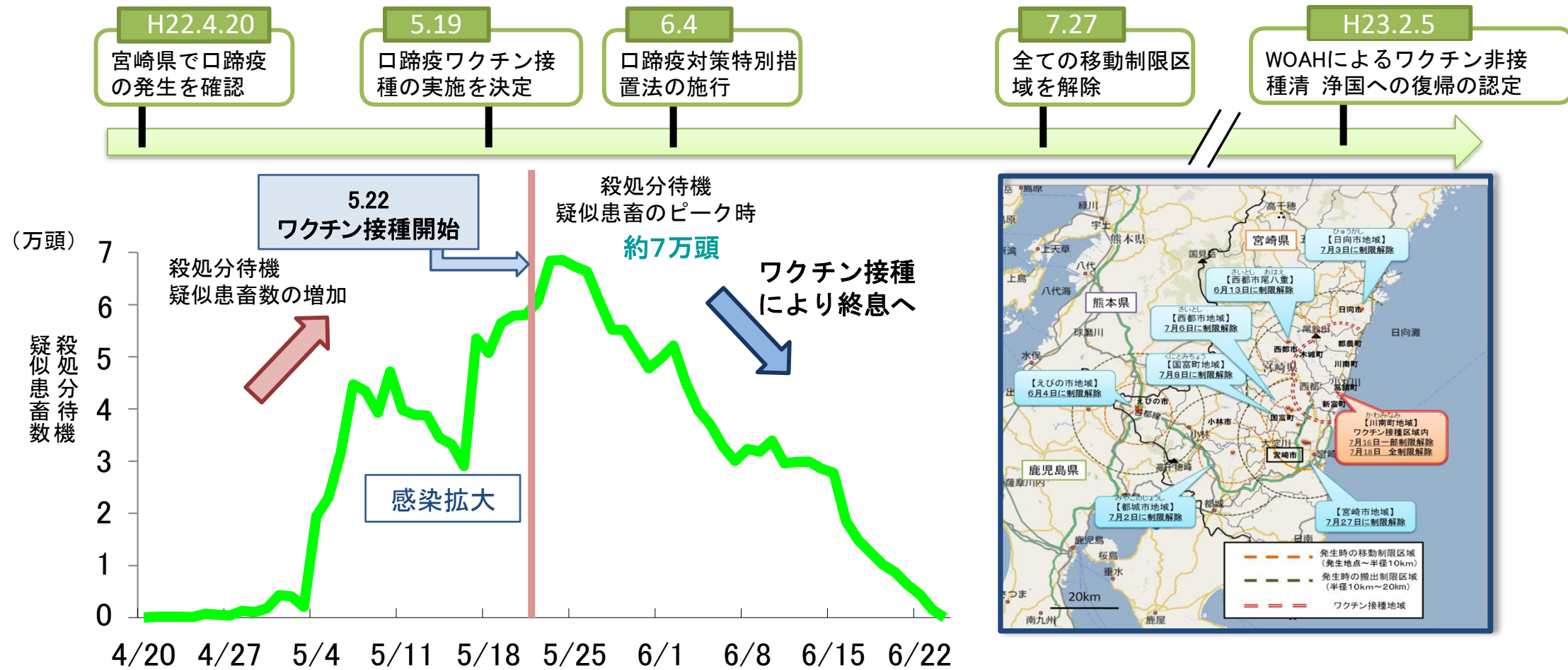
- 具体的な手続・証明書様式等は、各国・品目により異なっており、輸出・国際局が公表している「取扱要綱」を確認のこと。
- 一般的な食肉の輸出手続は以下のとおり。



★畜産物の種類や相手国の規則によっては、食肉衛生証明書や輸出検疫証明書を要さない場合もあり。その場合、不要とされる段階の検査は実施されない。

我が国における口蹄疫の過去の発生事例

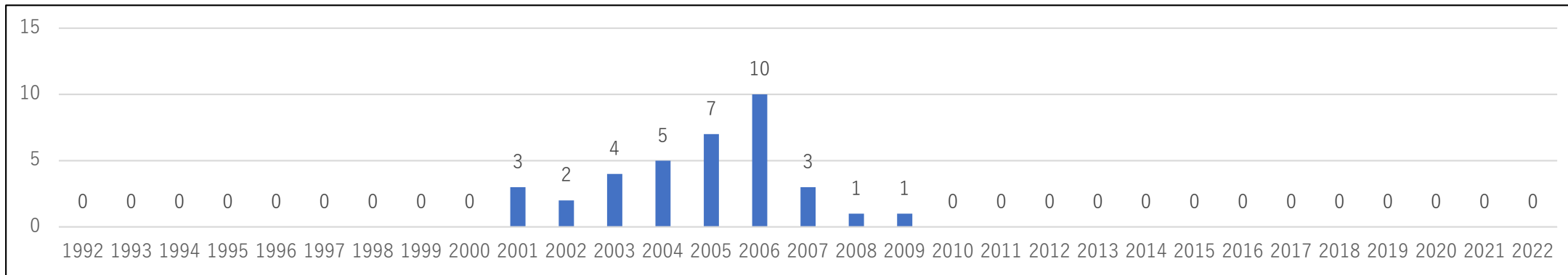
- 2010年（平成22年）4月20日、宮崎県において我が国で10年振りに発生（292戸で発生、210,714頭を殺処分）。
- 移動制限や感染家畜の処分、消毒等の防疫措置を実施したものの、宮崎県東部において局地的に感染が急速に拡大したことから、我が国で初めての緊急ワクチン接種を実施（ワクチン接種殺処分：87,094頭）。
- この結果、口蹄疫の発生は減少し、平成22年7月4日以来発生は確認されず、7月27日に全ての移動制限を解除。



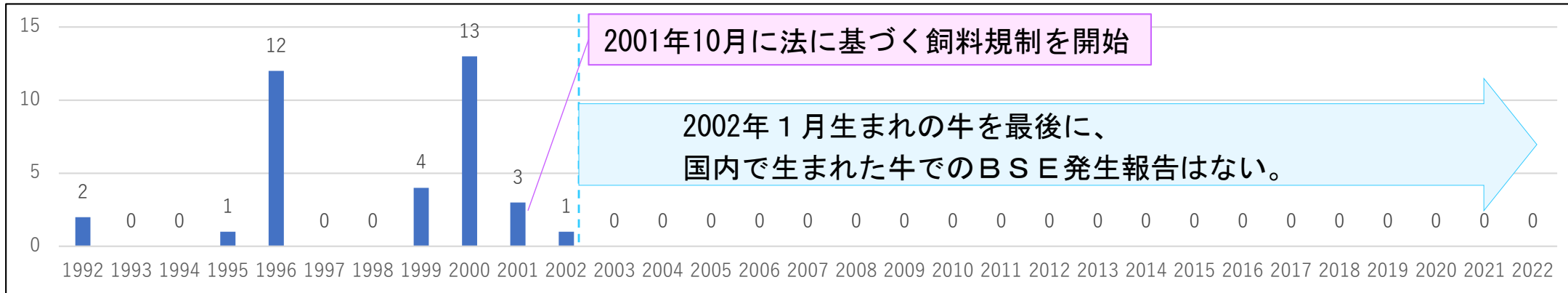
我が国におけるBSEの発生状況

- 2001（平成13）年9月に初確認。現在までにと畜検査で21頭、死亡牛検査で14頭（計36頭）が発生
- 出生年別にみると、1996（平成8）年生まれが12頭、2000（平成12）年生まれが13頭と多い。
- 飼料規制の実施直後の2002年1月生まれを最後に、国内で生まれた牛での発生報告はない。
- 2013（平成25）年5月にWAOHは我が国を「無視できるBSEリスク」の国に認定。

○BSEの年次別報告頭数



○BSE感染牛の出生年次別頭数



○BSE感染源・感染経路について

1995-96年生まれの牛（13頭）の感染原因は、統計学的には共通の飼料工場で製造された代用乳の可能性が考えられるが、オランダの疫学調査結果等の科学的知見を踏まえると合理的説明は困難とされた。また、1999-2001年生まれの牛のうち15頭は1995-96年生まれの牛が汚染原因となった可能性があると考えられた。

厚生労働省におけるBSE対策の見直し

○ 厚生労働省は、国内のBSEの対策や発生状況を考慮し、食品健康影響評価を受けた上で、国内の検査体制、SRMの範囲、牛肉等の輸入条件といった管理措置の見直しを順次進めている。

BSEに係る国内措置及び国境措置の概要

	月齢基準	SRMの範囲
国内措置	◎平成13年10月18日施行：全頭を対象としたBSE検査 ↓ ◎平成17年8月1日施行：21か月齢以上 ↓ ◎平成25年4月1日施行：30か月齢超 ↓ ◎平成25年7月1日施行：48か月齢超 ↓ ◎平成29年4月1日施行：検査廃止（健康牛）	◎平成13年10月18日施行： ・全月齢の頭部、脊髄、脊柱、及び回腸遠位部 ↓ ◎平成25年4月1日施行： ・全月齢の回腸遠位部及び扁桃 ・30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く）、脊髄及び脊柱
国境措置（輸入牛肉等に対する要件）	◎平成17年12月12日施行： ・米国：20か月齢以下 ・カナダ：20か月齢以下 ◎平成25年2月1日施行： ・米国：30か月齢未満 ・カナダ：30か月齢以下 ・オランダ：12か月齢以下 ・フランス：30か月齢以下 ◎平成25年12月2日施行： ・アイルランド：30か月齢以下 ◎平成26年8月1日施行： ・ポーランド：30か月齢以下 ◎平成27年6月23日施行： ・オランダ：30か月齢以下 ◎平成28年2月2日施行： ・ノルウェー：30か月齢以下 ・デンマーク：30か月齢以下 ◎平成28年2月26日施行： ・スウェーデン：30か月齢以下 ◎平成28年5月2日施行： ・イタリア：30か月齢以下 ◎平成28年7月5日施行： ・スイス：30か月齢以下 ・リヒテンシュタイン：30か月齢以下 ◎平成29年9月29日施行： ・オーストリア：30か月齢以下 ◎平成31年1月9日施行： ・英国：30か月齢以下 ◎令和元年5月17日施行： ・米国、カナダ、アイルランド：月齢制限撤廃 ◎令和2年1月15日施行： ・スペイン：30か月齢以下 ◎令和2年8月7日施行： ・フランス：月齢制限撤廃 ◎令和3年8月31日施行： ・デンマーク：月齢制限撤廃 ◎令和4年12月23日施行： ・フィンランド：月齢制限撤廃 ◎令和5年7月27日施行： ・スペイン：月齢制限撤廃 ◎令和5年7月31日施行： ・オーストリア：月齢制限撤廃 ◎平成27年12月21日施行： ・ブラジル：48か月齢以下 ※対日輸出は、歯列確認により36か月齢以下と判別される牛肉のみ	◎平成17年12月12日施行： ・頭部、脊髄、脊柱及び回腸遠位部 ↓ ◎平成25年2月1日施行： ・（全月齢）回腸遠位部、扁桃、（30か月齢超）頭部（舌、頬肉除く）、脊髄、脊柱 （米国、カナダ、フランス、オランダ） ◎平成27年12月21日施行： ・回腸遠位部、扁桃、頭部、脊髄及び脊柱（左記輸入月齢の牛について）

厚生労働省の諮問内容（平成23年12月）

以下の場合のリスクを比較：

- 国内措置
(1) 検査対象月齢
現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合。
(2) SRMの範囲
頭部（扁桃を除く。）、脊髄及び脊柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合。
- 国境措置（米国、カナダ、フランス、オランダ）
(1) 月齢制限
現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合※。
(2) SRMの範囲
頭部（扁桃を除く。）、脊髄及び脊柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合。
※ フランス、オランダについては、現行の「輸入禁止」から「30か月齢」とした場合。
- 上記1及び2を終えた後、国際的な基準を踏まえ、さらに月齢制限（上記1（1）及び2（1））を引き上げた場合。

国境措置に関する諮問対象国（上記4か国以外）

・アイルランド、ポーランド（平成25年4月）
・ブラジル（平成25年4月）・スウェーデン（平成27年1月）・ノルウェー（平成27年2月）・デンマーク（平成27年3月）・スイス・リヒテンシュタイン（平成27年5月）
・イタリア（平成27年9月）・オーストリア（平成28年9月）・英国（平成29年8月）・スペイン（平成31年3月）・ドイツ、フィンランド（令和2年5月）・ベルギー（令和5年7月）